

東京都では、令和2年4月1日から

自転車損害賠償保険等への 加入が必要です！



「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が改正され、自転車利用中の事故により、他人にけがをさせてしまった場合などの損害を賠償できる保険・共済への加入が義務となりました。

主な内容

自転車の安全で適正な利用のため、都民（自転車利用者・保護者）、事業者・自転車貸付業者等の責務を明らかにし、以下の義務などを規定しています。

自転車利用者

自転車損害賠償保険等への加入**義務**
※都内で自転車を利用する人が対象

一般事業者

自転車通勤をする従業者に対する自転車損害賠償保険等への加入確認、未加入者への情報提供、駐輪場所の確保や駐輪場所の確認**義務**

自転車を業務で使用する事業者

自転車損害賠償保険等への加入**義務**
※事業活動において自転車を利用する場合は、個人向けの自転車損害賠償保険等の補償対象範囲ではないことから、事業活動を保障する自転車損害賠償保険等への加入を規定

保護者

自転車損害賠償保険等への加入**義務**
※未成年者は保険の契約者となることが困難であることから、自転車を利用する未成年の保護者が対象

自転車貸付業者

自転車損害賠償保険等への加入**義務**
※借りる人への保険等の内容に関する情報提供

自転車での高額損害賠償事例

※判決認容額とは、下記の判決文で加害者が支払いを命じられた金額です。裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なります。日本損害保険協会調べ

事例

判決認容額(※)

9,521万円

男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において、歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。

(神戸地方裁判所、平成25年7月4日判決)



よくあるお問い合わせ

Q1 自転車保険に入ってるけど、義務化になって、また新たに保険に加入する必要があるの？

A すでに自転車損害賠償保険等へ加入している場合は、新たに加入の必要はありません。

Q2 自転車は持ってないし、乗ってもないけど、保険に入る必要があるの？

A 都内で自転車を利用する方が、自転車損害賠償保険等への加入義務の対象です。

Q3 現在加入している保険の証明書を取り寄せたり、特別な申請などが必要なの？

A 証明書を提出したり、特別な申請は必要ありません。

Q4 自動車損害賠償責任保険(自賠責)のようなものに強制的に加入しなければならないの？

A 自転車購入時に強制的に加入するものではありませんが、東京都の条例では、自転車利用者には自転車損害賠償保険等への加入を義務づけています。ご自身のためにも、他人へけがをさせてしまった場合などに備えて保険等へ加入しましょう。

自転車利用中の対人賠償事故に備える保険等へ加入しましょう

すでに加入している保険等に損害賠償保険が付帯されている場合もありますので、裏面のチェックシートで、ご自身の自転車損害賠償保険等への加入状況を確認してみましょう。

裏面へ



江東区土木部交通対策課

TEL (3647) 4784

FAX (3647) 9287

令和5年2月発行

